

令和8年3月

# 山口県警察における速度管理指針



山口県交通安全フォトコンテスト2025優良作品「願いは交通安全」

山口県警察本部  
交通部交通企画課

## 第1 速度管理の必要性

### 1 山口県の地勢

山口県は本州の最西端に位置し、九州と本州を結ぶ道路交通の結節点となっている。高速道路では中国縦貫自動車道と山陽自動車道が、一般の幹線道路では国道2号と国道191号が県内を横断しており、通過交通の大動脈を形成している。

一方、県内は小規模の平野や盆地に分散する都市を形成しており、都市間は国道や県道などの幹線道路で繋がれ、物流あるいは日々の生活行動において自動車による移動は必要不可欠な存在となっている。

### 2 自動車交通における総合的な速度管理の必要性

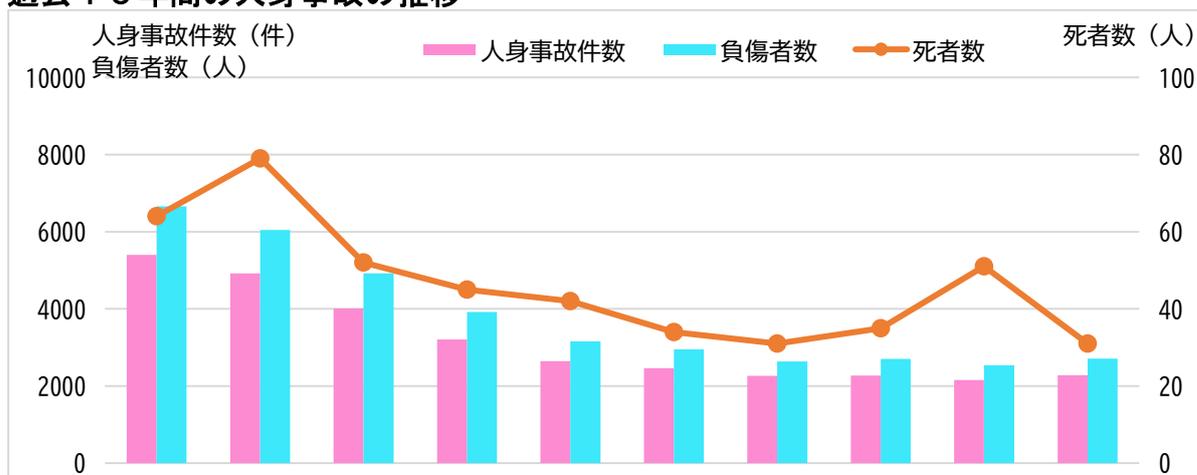
山口県の特徴的な地勢において「全ての道路利用者の安全確保」及び「自動車交通の円滑の確保」との調和が県民生活における重要な課題となっている。

つまり、車両の走行速度を全体的に下降させることで、交通事故の減少や事故発生の被害軽減などにより、自動車利用者はもとより自転車利用者や歩行者など、全ての道路利用者が安全に通行できる交通環境が構築できる。一方で、走行速度が上昇することによって時間当たりの物資の流通量の増大や多くの人の移動などが円滑となり、経済活動に大きく貢献することとなる。

交通の安全と円滑の調和を図りつつ、良好な交通環境を維持・向上させていくためには、速度に着目し、道路ごとの適切な最高速度規制、危険な速度違反に係る交通指導取締り、道路利用者に対する交通安全教育、県民に対する広報啓発活動など、総合的な速度管理が必要となる。

## 第2 速度と交通事故の関係

### 1 過去10年間の人身事故の推移



年 別	28年	29年	30年	元 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
人身事故件数	5,401	4,918	4,010	3,209	2,641	2,458	2,261	2,269	2,152	2,280
死 者 数	64	79	52	45	42	34	31	35	51	31
負傷者数	6,660	6,046	4,921	3,922	3,161	2,948	2,633	2,699	2,535	2,711

## 2 主たる原因が自動車側にある場合の原因別人身事故発生状況（R5～R7）

区分	最高速度	過労運転	歩行者妨害	安全運転義務違反					その他	合計
				前方不注視	操作不適	安全速度	その他	小計		
人身事故件数	11	24	401	1,677	453	98	2,243	4,471	1,716	6,623
死者数	4	3	18	19	9	2	34	64	20	109
致死率	36.4%	12.5%	4.5%	1.1%	2.0%	2.0%	1.5%	1.4%	1.2%	1.6%
負傷者数	12	30	394	2,127	568	130	2,580	5,405	2,030	7,871

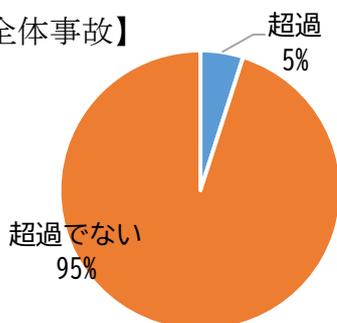
\* 調査不能、対象外当事者を除く

### 【特徴】

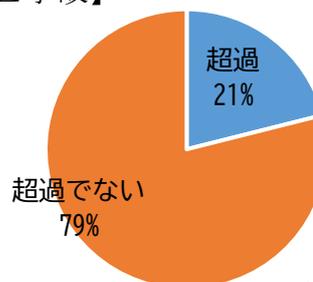
- 他の違反と比べ、最高速度違反を原因とする人身事故の致死率は非常に高い

## 3 規制速度を超過\*1した人身事故の割合（R5～R7）

【全体事故】



【死亡事故】



- \* 危険認知速度が「停止中」、「調査不能」を除く
- \* 規制速度が設定されていない道路は、法定速度を上回った当該事故を計上

### 【特徴】

- 規制速度を超過した交通事故の割合は全体の人身事故の5%であるが、死亡事故になると21%となり、死亡事故の約2割を占める

## 4 規制速度を超過した人身事故の死亡事故率（R5～R7）



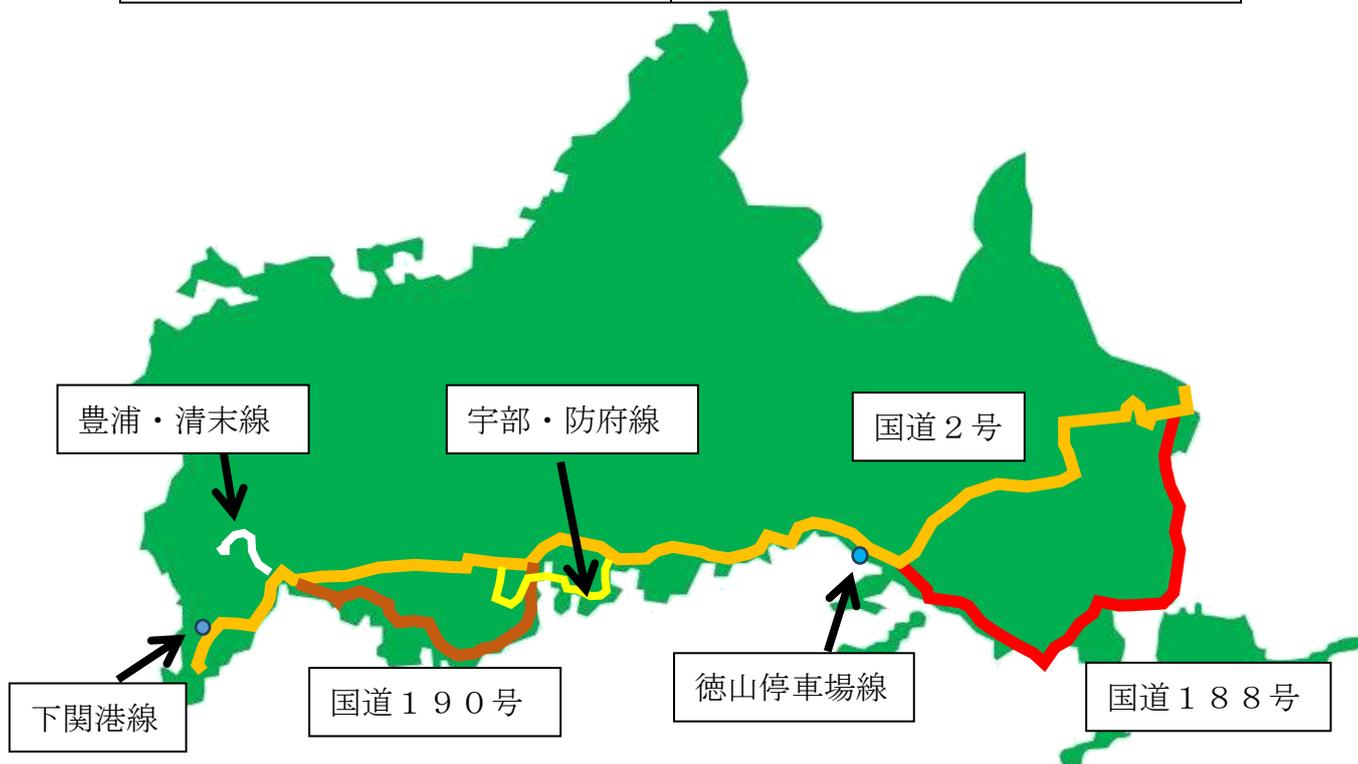
\*1 危険認知速度が規制速度を上回った当該事故

危険認知速度とは、車両の運転者が事故の相手方等の危険を発見し、ブレーキやハンドル操作などの回避措置を執る直前の走行速度のこと

## 5 規制速度を超過した人身事故の多い路線（R5～R7）

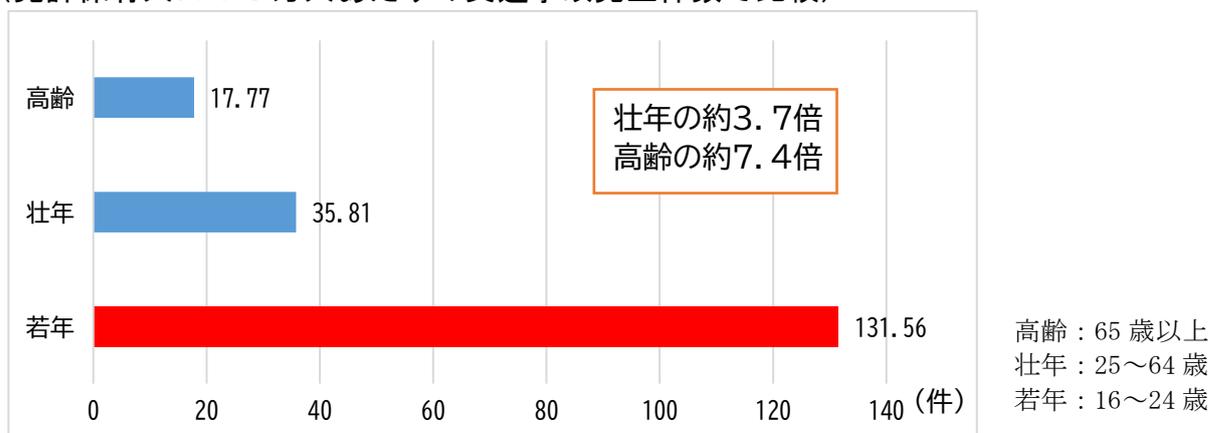
（道路実延長距離10kmあたりの人身事故発生件数で比較）

国道	主要県道
1位 国道188号	1位 徳山停車場線、下関港線
2位 国道2号	2位 宇部・防府線
3位 国道190号	3位 豊浦・清末線



## 6 年齢層別の規制速度を超過した人身事故（R5～R7）

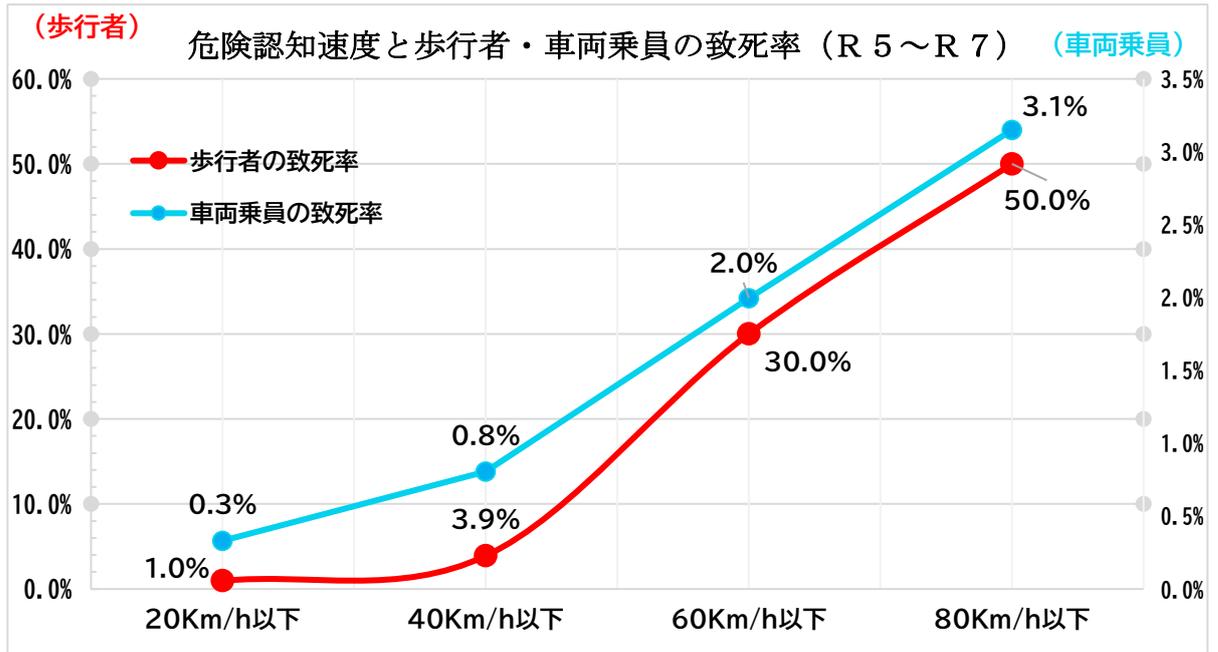
（免許保有人口10万人あたりの交通事故発生件数で比較）



### 【特徴】

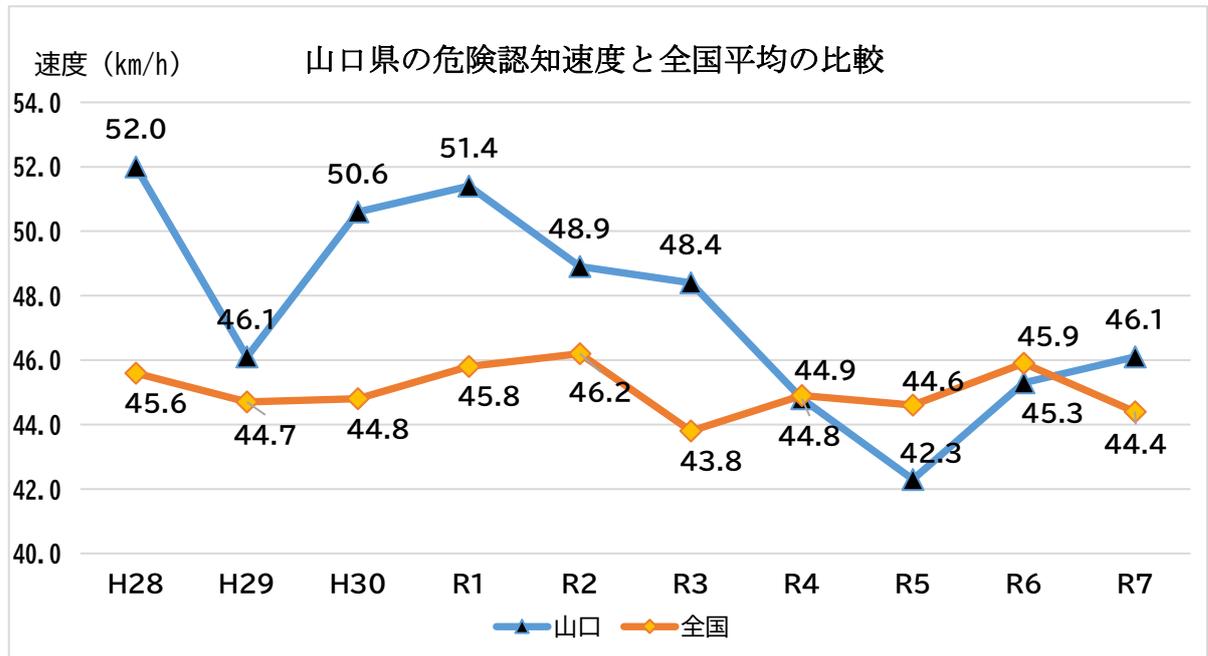
- 規制速度を超過した人身事故の年齢層は、若年層が最も高く、壮年層の約3.7倍、高齢層の約7.4倍
- 若年層は、規制速度を超過した人身事故を惹起させやすい

## 7 危険認知速度と致死率の関係



### 【特徴】

- 歩行者・車両乗員ともに、危険認知速度が40 km/hを超えると致死率が急激に上昇



### 【特徴】

- 令和7年の危険認知速度は、全国平均を上回る46.1 km/h
- 令和5年から2年連続危険認知速度が上昇

## 6 速度抑制の必要性

### (1) 交通死亡事故減少、被害軽減

規制速度を超過した人身事故は全交通事故の5%であるが、交通死亡事故になると21%となり、死亡事故の約2割を占める。

また、規制速度を超過した人身事故の死亡事故率は、規制速度を超過しない事故の約5.3倍となっており、交通死亡事故を減少させ、交通事故被害を軽減させるためには速度抑制が必要である。

### (2) 安心して通行できる交通環境の構築

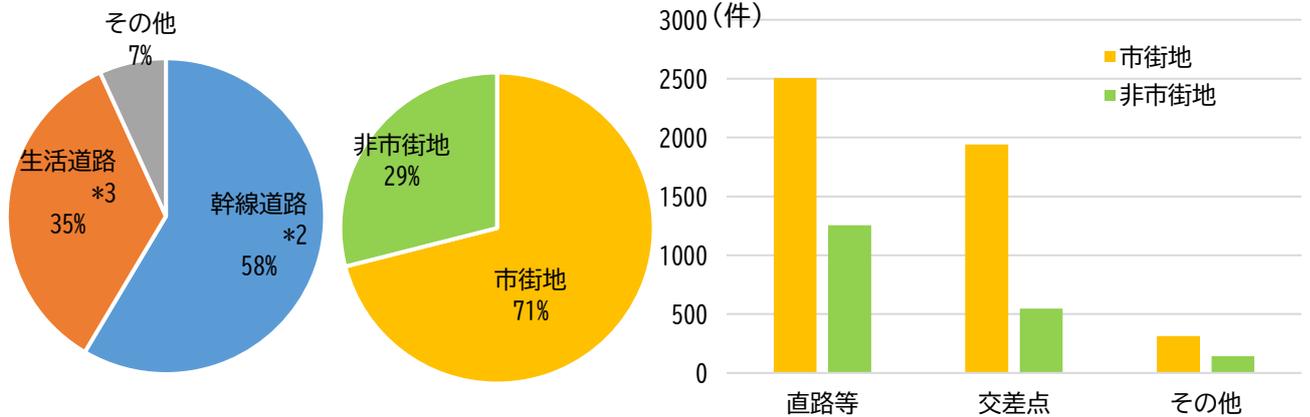
速度超過で走行する車両の通行は、歩行者を始めとする全ての道路利用者に危険を感じさせる大きな要素となっていることから、誰もが安心して通行できる交通環境の構築には速度抑制が必要である。

### (3) 道路交通法令の遵守

令和2年4月に示された、自動車安全運転センターの調査によると、「速度を抑え車間距離を十分とって運転する運転者ほど、歩行者に譲りやすい」との結果が示されており、速度抑制は他の道路交通法令の遵守にもつながる一要素といえることができるため速度抑制が必要である。

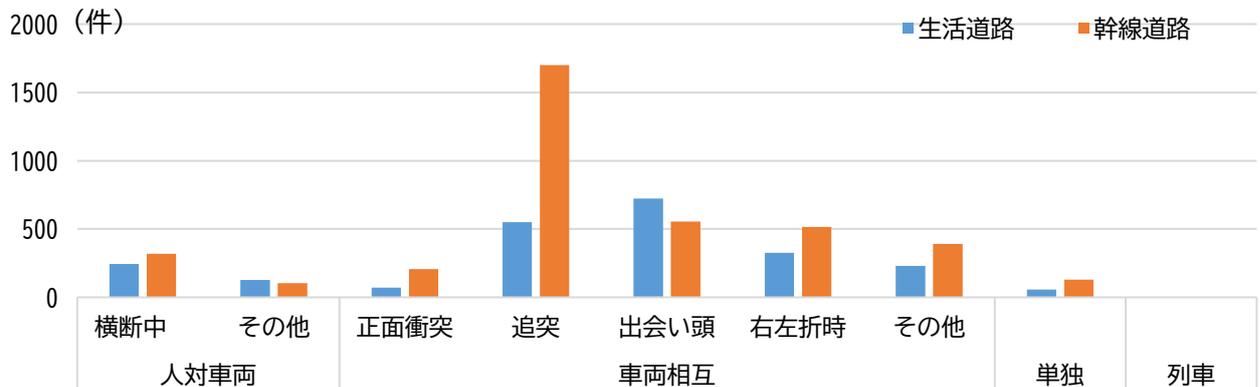
## 第4 道路別等の交通事故情勢（R5～R7）

### 1 全人身事故における道路別、市街地・非市街地別の状況

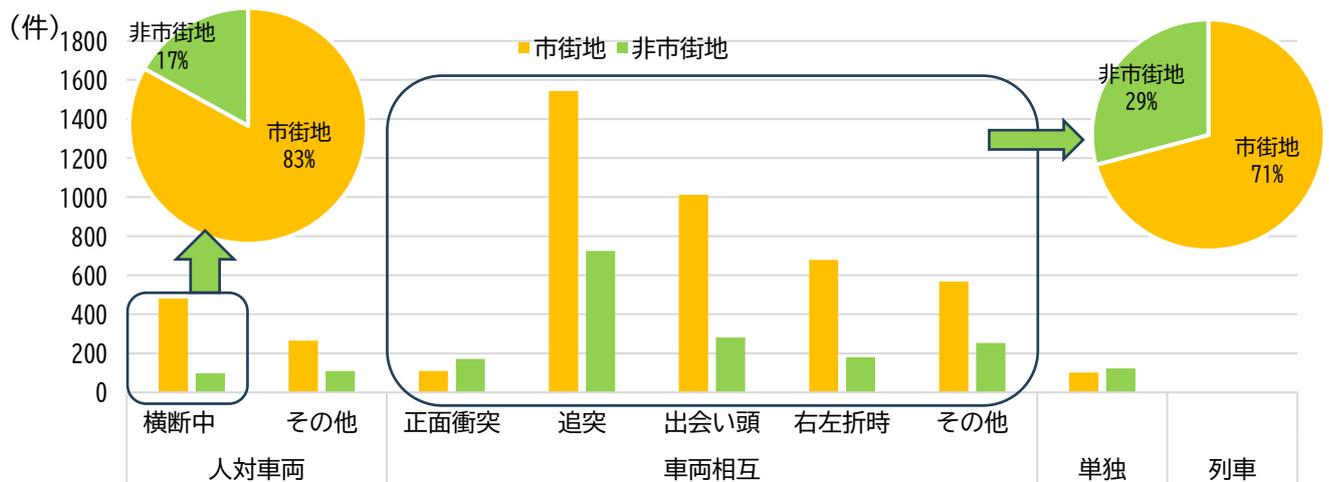


### 2 事故類型別の人身事故発生状況

#### 【道路別】



#### 【市街地・非市街地\*4 別】



\*2 国道や主要県道など、地域や都市間を結ぶ骨格的な道路網を形成する道路をいう

\*3 地区に住む人が地区内の移動あるいは地区から幹線道路へ出るまでに利用する幅員 5.5m未満の道路をいう

\*4 「市街地」とは、道路に沿っておおむね 500m以上わたって、住宅、事業所又は工場等の建造物が連立し、又はこれが混在して連立している状態であって、その地域における建造物及び敷地の占める割合が 80%以上になる所謂、市街地的形態をなしている地域をいう（片側だけがこのような形態をなしている場合を含む）。

「非市街地」とは、「市街地」以外の地域をいう。

### 3 違反別の人身事故発生状況

#### 【道路別】

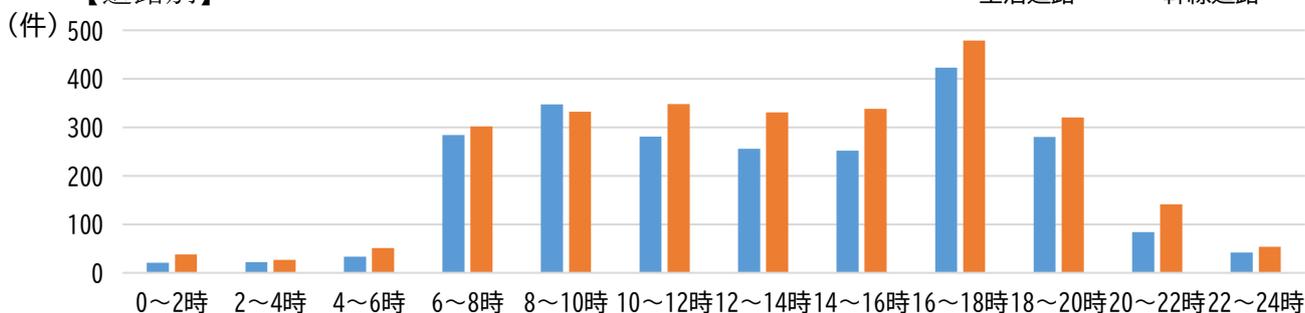
	信号無視	最高速度	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	安全運転義務					その他	合計
						前方・動静不注視	安全不確認	安全速度	操作不適	その他		
生活道路	93	1	348	167	120	620	520	45	130	29	311	2384
幹線道路	178	10	242	235	55	1678	641	54	294	66	584	4037
その他	0	0	1	6	0	58	309	1	36	22	23	456

#### 【市街地・非市街地別】

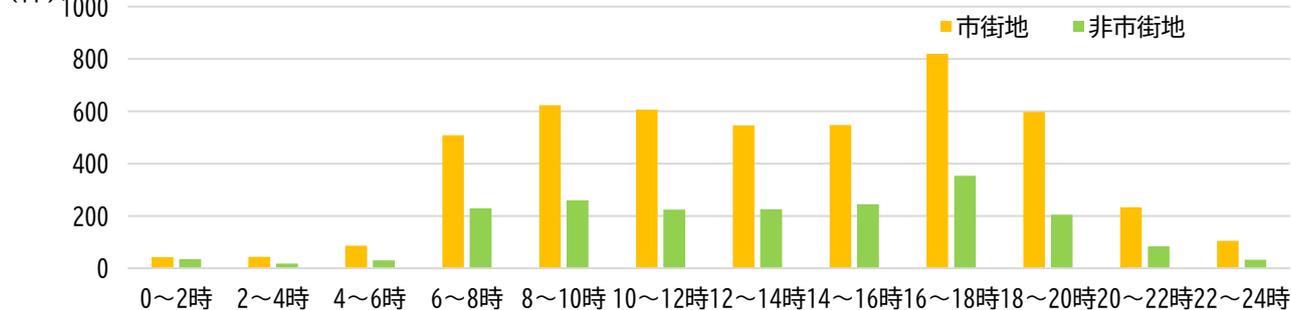
	信号無視	最高速度	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	安全運転義務					その他	合計
						前方・動静不注視	安全不確認	安全速度	操作不適	その他		
市街地	225	4	434	329	132	1586	1141	51	290	69	608	4869
非市街地	46	7	157	79	43	770	329	49	170	48	310	2008

### 4 時間帯別の人身事故発生状況

#### 【道路別】



#### 【市街地・非市街地別】



#### 幹線道路

##### 【環境特徴】

通常、広幅員・高規格で速度が出やすい傾向

##### 【事故特徴】

- 人身事故の5割以上を占める
- 追突事故は、生活道路の約3倍
- 最高速度違反は、生活道路の10倍

#### 市街地

##### 【環境特徴】

人や車の往来が頻繁のため、交通事故が多い

##### 【事故特徴】

- 交差点の人身事故は非市街地の約3.6倍
- 道路横断中の事故の約8割、車両相互の事故の約7割
- 薄暮(16~18時)時間帯の事故は非市街地の2.3倍

#### 生活道路

##### 【環境特徴】

住民が日常的に利用する上、交差点が多いため、出会い頭事故が多い

##### 【事故特徴】

- 出会い頭事故は、幹線道路の約1.3倍
- 一時不停止による事故は、幹線道路の約2.2倍
- 6時から18時までの間に約8割が発生

## 第5 山口県警察における総合的な速度管理

### 1 総合的な速度管理

#### (1) 適切な最高速度規制

- 実勢速度調査による見直しと最高速度規制の引き上げ

交通事故の抑止と被害軽減等を図るには、適切な最高速度規制と遵守に向けた総合的な速度管理が重要であることから、平成26年以降、40km/h、50km/h規制道路を中心に、最高速度規制の見直しに向けた実勢速度調査を行っている。

その結果、現行規制速度との乖離が大きい道路について、合理的な最高速度規制となるよう検討を行い、改善を要する区間では速度規制の解除や引上げを行っており、今後も道路環境の変化に応じて調査、検討を継続することとしている。

- わかりやすい速度規制標識の整備

交通実態に応じた最高速度規制が運転者から容易に識別できるよう、標識の大型化や夜間における視認性向上のため、高輝度化を図っている。

#### (2) 交通事故抑止に資する速度取締り

車両の走行速度を引き下げ、交通事故による負傷者の被害を軽減させるため、交通事故発生状況の分析や実勢速度の検証等により、交通事故の多発路線や車両の走行速度が速い路線を中心に、速度抑制効果が及ぶ場所・時間帯を選定した速度取締りを行っている。

#### (3) 交通安全教育

運転免許更新時講習や安全運転管理者講習等の各種講習の機会において「危険認知速度と致死率の関係」や「規制速度を超過した人身事故の死亡事故率」などの分析結果を踏まえた交通安全教育、交通安全学習館に設置された四輪車事故体験シミュレータ、総合交通センターの雨天制動コースでの実車を用いた講習により、速度がもたらす危険性を体験できる交通安全教育を行っている。



四輪車事故体験シミュレータを使用した講習

#### (4) 広報啓発活動

速度抑制を始めとした交通安全に関する情報や動画をテレビやラジオ、広報紙やメールマガジン、SNS等の各種媒体を活用して発信している。

また、交通安全運動等の機会に、ボランティア等と共同で、主要交差点やスーパー等における街頭キャンペーンを行い、広報啓発活動に取り組んでいる。



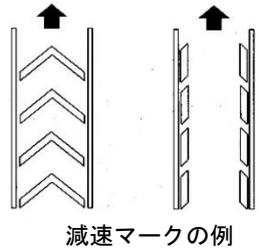
ボランティア等との街頭キャンペーン

#### (5) 速度抑制のための施設等

急カーブや連続カーブ、追突事故多発地点などの減速が必要な区間には、道路管理者と連携し、必要に応じて「減速マーク」\*5を設置するほか、危険性が高い場所

\*5 減速を要する区間（急カーブ、急坂カーブ、連続カーブ、追突事故多発区間等）及びその手前において設置される路面表示

については、その効果を高めるため、「追突注意」などの減速すべき理由を示す法定外表示（文字表示など）を併せて設置している。



減速マークの例

また、主要な幹線道路には、高速度の車両を感知した場合に進路前方の信号機を赤色灯火に切り替える「高速感応式信号制御装置」や、信号機のない中山間地域には、高速度の車両を感知した場合に小型情報板により速度警告等を表示して注意喚起する「高速走行警報システム」を整備し、速度抑制を図っている。



道路管理者等との共同点検

このほか、重大交通事故の発生現場や交通事故多発箇所については、道路管理者等と共同点検を行い、減速を促す路面表示を設けるなど、安全・安心な道路交通環境の整備を推進している。

## (6) スピードダウン県民運動

### ○ 概要

本県での交通事故による致死率を高めている大きな要因が、恒常的に速い実勢速度にあることを受け、平成23年から交通安全山口県対策協議会と連携して、「減速で ゆとり運転 防長路」をキャッチフレーズに、「スピードダウン県民運動」を推進している。

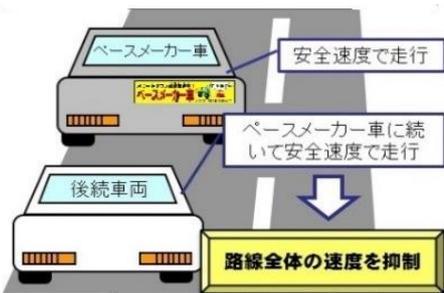


速度抑制キャンペーンステッカー

速度抑制キャンペーンステッカーを制作し、関係機関・団体を始め、広く県民に配布するなどして、本運動を県民総ぐるみで盛り上げ、速度抑制を図っている。

その中核となる「スピードダウン推進事業所」は、令和7年12月末現在、県下の1,265事業所、同事業所が運用する車両をペースメーカー車\*6として22,442台指定している。

### ペースメーカー車の概要



(車両用)



(バイク用)



ペースメーカー車ステッカー

### ○ 事業者等との協力

本運動開始から5年が経過した平成28年、県内のプロスポーツチームであり、当時、J2に昇格直後で注目度の高かった「レノファ山口FC」と(一財)山口県自動車振興センターの協力を得て、スピードダウンステッカーを制作した。同ステッカーをレノファ山口のホームゲーム時に配布するなど、本運動の更なる盛り上げと、県民のスピードダウン意識の向上に取り組んでいる。



スピードダウンステッカー

\*6 制限速度を守って走行することにより、後続の車列全体の実勢速度を低減させる役割を果たす車

## 2 幹線道路

### (1) 目標

実勢速度に配慮した適切な最高速度規制を実施し、最高速度の遵守により交通の安全と円滑を確保する。

### (2) 推進事項

#### ア 交通規制等による速度抑制

幹線道路は速度が出やすいことから、歩行者や自転車の利用実態や道路沿線の環境を踏まえた適切な速度規制により、道路交通の安全と円滑を確保する。

#### イ 交通指導取締りによる速度抑制

交通事故発生状況や事故原因等の分析結果に基づき、速度抑制が事故抑止につながると認められる路線を「取締り重点路線」と定め、定置式速度違反取締り等により、規制速度の遵守を図る。

#### ウ 街頭活動による速度抑制

交通事故が多発する時間帯や事故多発路線、実勢速度が速い路線を中心として、白バイ・パトカーの赤色回転灯を常時点灯させた警戒活動により、通行車両等に対し直接的・視覚的に訴え、速度規制を始めとする遵法意識の醸成を図る。

## 3 市街地道路

### (1) 目標

道路横断中の歩行者が被害に遭う交通事故の多くは通勤・通学時間帯に発生していることから、同時時間帯を始め、交通流の変化に応じた対策を講じることで、実勢速度の抑制を図る。

### (2) 推進事項

#### ア 交通規制等による速度抑制

交通事故の発生実態や昼夜の交通量等の交通実態に応じた速度規制を実施するほか、速度規制標識・標示の明確化により、運転者自身の自発的な速度抑制を促す。

#### イ 交通指導取締りによる速度抑制

交通事故発生状況や地域住民等の要望を踏まえ、定置式速度違反取締装置又は可搬式速度違反自動取締装置による速度取締りを実施し、道路交通法令に対する遵法意識の醸成を図る。

#### ウ 街頭活動による速度抑制

地域における交通流や交通事故の発生状況等を踏まえ、交通事故・違反の発生が多い時間帯・場所を中心とした信号無視や横断歩行者妨害等の交差点関連違反の取締り及び赤色回転灯を常時点灯させた白バイ・パトカーによる警戒活動を重点的に実施し、ドライバーに規制速度の遵守を促し、速度抑制を図る。

## 4 生活道路

### (1) 目標

適切な最高速度規制の実施と車両の走行速度の抑制に向けた施設を整備することにより、生活道路を通行する全ての人が安全かつ安心して利用できる道路環境を構築する。

## (2) 推進事項

### ア 交通規制等による速度抑制

令和3年度から警察と道路管理者による新たな連携施策として、ゾーン30\*7による最高速度30km/hの区域規制とハンプ\*8や狭さく\*9などの物理的デバイスの適切な組合せによって、生活道路や通学路の交通安全の向上を図ろうとする区域「ゾーン30プラス」を設置することとされた。

令和8年3月末現在、県下には50か所の「ゾーン30」が整備され、そのうち2か所を「ゾーン30プラス」として運用している。

導入状況については、令和6年4月10日に県下で初めて山口市大内地区に整備されたほか、同年9月13日には、宇部市西小串北部地区に整備され運用を開始している。

特に、スムーズ横断歩道\*10やハンプ、狭さくなどの物理的デバイスについては、車両の走行速度を物理的に低下させ、ゾーン30の整備効果を高めるものであることから、今後も、地域住民の意見等を踏まえつつ、道路管理者と連携して、「ゾーン30プラス」の整備を推進していくこととしている。



\*7 区域（ゾーン）を指定して、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅を実施するとともに、その区域の道路交通の実態に応じて通行禁止等の交通規制を行うことにより、区域内の速度抑制や通過交通の抑制を図るもの

\*8 ハンプとは、通行する自動車の速度抑制のため道路上に設けられたかまぼこ状（凸状）の物理的な突起をいう。物理的な突起を設けず、路面表示の視覚効果により速度抑制を促すものはイメージハンプという

\*9 狭さくとは、自動車の通行部分の幅を物理的に狭くする、あるいは視覚的にそのように見せることにより運転者に対し減速を促す道路構造のこと

\*10 ハンプの平坦部に横断歩道を設置したもので、車両からの横断歩行者の視認性を高めるほか、車両が横断歩道を通過する際の速度抑制が期待されるもの

なお、生活道路や通学路における歩行者等の安全な通行を確保するため、令和4年9月から県警ホームページにおいて、地図上にゾーン30区域を表示した交通安全情報（山口県交通安全マップ）を掲載し、県内のゾーン30区域の周知を図っている。



【県警ホームページ掲載の「山口県交通安全マップ」】

## イ 交通指導取締りによる速度抑制

令和2年11月から可搬式速度違反自動取締装置を導入し、通学路や生活道路における歩行者の安全確保を目的とした速度取締りを実施している。

令和4年に、2台目の同装置を導入し、通学路を始め、重大交通事故現場や事故多発箇所など、県下全域において運用した。

同装置は、設置場所の自由度が高く、付近住民等からの意見や要望に対して柔軟に対応することが可能であることから、今後も同装置を活用し、通学路や生活道路における歩行者の安全対策や事故多発箇所及び重大交通事故現場等で取締りを行うなど効果的な運用を行うこととしている。



可搬式速度違反自動取締装置による取締り状況

## ウ 街頭活動による速度抑制

通学路の安全を確保するため、通学時間帯に、赤色回転灯を常時点灯させた白バイ・パトカーによる警戒活動を実施するほか、交通ボランティアとの協働による交通立哨などの見守り活動により速度抑制を促し、こどもを始めとした生活道路利用者の安全確保に努めている。

## 5 地域に応じた速度管理

各警察署では、重点的な速度取締りを実施すべき危険性の高い路線、時間帯を重点路線等として選定し、警察署単位で設置された警察署協議会への説明及び諮問を経て速度取締り管理の考え方等の具体的な指針（速度取締り指針）を策定している。

この指針については、県警ホームページに掲載しているほか、各警察署が地域において実施している交通安全教育や広報啓発活動等により、広く情報発信を行い、運転者の自発的な規制速度の遵守を促している。

## 第6 新たな速度抑制対策～生活道路における法定速度の引下げについて～

### 1 法定速度引下げの概要

改正道路交通法施行令の施行により、令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられる予定である。

### 2 改正の内容

道路標識等による中央線又は車両通行帯のいずれもが設けられておらず、かつ、道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物（以下「道路構造等」という。）により自動車の通行が往復の方向別に分離されていない道路については、自動車の法定速度を30キロメートル毎時とし、それ以外の道路については、自動車の法定速度を60キロメートル毎時とする。

### 3 法定速度 60 キロメートル毎時を維持する道路

- (1) 道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- (2) 道路構造等により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- (3) 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- (4) 自動車専用道路



法定速度 60 キロメートル毎時を維持する道路の例

### 4 法定速度 30 キロメートル毎時となる道路

上記3以外の道路は、法定速度 30 キロメートル毎時となる。



法定速度 30 キロメートル毎時となる生活道路の例

### 5 広報啓発活動の推進

令和8年9月1日の施行に向け、広く県民に周知を図るため、デジタルサイネージやSNS等の各種媒体を活用するほか、警察署毎の交通安全講習等を通じて、法改正の趣旨等を説明するなど、情報の発信に取り組んでいる。



警察庁・都道府県警察